

不正摘発型監査に関する一考察

A Study on Forensic-Type Auditing

田 中 智 徳*

Tomonori TANAKA

1. 問題の所在

2011年の秋に発覚したオリンパス社による巨額の不正事例は、国内外に大きな波紋を広げている。わが国を代表する企業の一つであるオリンパス社において損失飛ばしによる粉飾が行われており、その粉飾が約20年間明らかにされてこなかったからである。本事例においては経営者層の責任が問われている一方で、粉飾が長期間に渡って行われ、その事実が明らかにされてこなかったということに関して、企業の財務諸表の監査を行っている監査人に対して、なぜ粉飾を発見できなかったのか、監査人は何を行っていたのかといった疑問や批判が社会から投げかけられているところである。

わが国の「監査基準」では、監査の目的について「財務諸表の監査の目的は、経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見として表明することにある。財務諸表の表示が適正である旨の監査人の意見は、財務諸表には、全体として重要な虚偽の表示がないということについて、合理的な保証を得たとの監査人の判断を含んでいる。」「(「監査基準」第一 監査の目的)」としている。したがって、財務諸表監査とは、財務諸表が適正に表示されているか否かについて監査人が専門家としての意見を述べることであり、不正の発見や摘発は財務諸表監査の目的ではないとされる理解が一般的である。

しかし、財務諸表監査における不正への対応は、財務諸表監査制度の生成期から議論されてきた問題であり、今日においてもなお、大きな問題として残されている。財務諸表監査の歴史を振り返ってみると、企業の公表した財務諸表に重大な虚偽の表示が存在し、その虚偽の表示を監査人が看過してしまったという事例を通じて、監査人の役割や責任が問われ、見直しが行われてきている。財務諸表監査を行う監査人が監

*経営会計学科－監査論

Department of Business Accounting - Auditing

査を行う際の指針となる監査基準の見直し、改訂の議論においては、財務諸表監査における虚偽の表示や不正への対応が求められたことが、大きな原因の一つであったことに異論はないであろう。

確かに、企業における粉飾等の不正を発見または摘発する責任は、監査人にのみ求められるものではない。不正を犯した者が第一義的な責任を問われるべきであり、経営者や取締役（会）、監査役（会）または監査委員会など、企業のガバナンスに責任を持つ者たちにおいても、不正を発見または摘発する責任があり、不正を防止する策が取られるべきである。しかし、監査人は財務諸表の適正性に関して意見を表明する役割や責任を担っていることから、財務諸表の重要な虚偽の表示につながる不正に対する対応が求められており、不正を発見または摘発するための対応を取らなければならないと考える。こうした不正の発見または摘発という役割を監査人に強く要求したものとしては、「監査の有効性に関する専門委員会（The Panel on Audit Effectiveness）」が2000年に公表した報告書¹が挙げられよう。本報告書では勧告事項において、監査人が重要な不正を発見できる蓋然性を高めることと、不正の巧みな隠ぺいに対して、より大きな脅威を与えることによって、暗黙のうちに不正への抑止力を確立するために、すべての監査について不正摘発型（forensic-type）手続を実施すべきであるとしたのである。

こうした本報告書の指摘等を受けて、米国監査基準書（Statement on Auditing Standards：SAS）が改正され、国際監査基準（International Standards on Auditing：ISA）やわが国における不正に関する基準が改訂されるなど、不正に対する対応は強化されてきている。しかし、不正事例は尽きないことから、不正を看過しないためには、不正を発見または摘発するという意識ないし技術を備えることが、今後も強く求められることが推察される。不正を発見または摘発するという意識や技術を持って財務諸表監査に取り組むことによって、より効率的、効果的に不正を発見または摘発することが可能となることが期待されるが、こうした点については、まだ十分な検討がなされていないように思われる。

そこで本稿では、財務諸表監査における不正への対応と、企業不正対策の専門団体である公認不正検査士協会（the Association of Certified Fraud Examiners：ACFE）の不正検査士マニュアルにおける不正への対応を比較し、財務諸表監査において不正を発見または摘発するためにはどのような対応が考えられるかを検討したい。

2. 財務諸表監査における不正の位置づけ

1950（昭和25）年に制定されたわが国の「監査基準」においては、監査は監査人による不正の発見が主たる目的ではなく、さらには、不正の発見は重要性を失いつつ

あるという認識が示されていた。しかし、その後の複数回にわたる「監査基準」の改訂では、不正の発見は重要性を増しつつあるという認識が示されている。例えば、1965（昭和40）年に企業会計審議会より公表された「監査実施準則の改訂について」では、改訂の理由について、一部の被監査会社の倒産の発生を原因として挙げている。また、1991（平成3）年に公表された「監査基準、監査実施準則及び監査報告準則の改訂について」では、改訂の理由について「監査環境の変化に対応して、監査人による監査実務及び監査水準も大幅に向上し、公正な監査慣行が広く形成されてきているが、近年、監査基準等の国際的調和、会計上の不正に対する適切な措置等監査規範の面での新たな対応も求められてきている。」としており、不正に対する対応が求められていることを挙げている。さらに、2002（平成14）年に改訂された「監査基準」の前文によれば、改訂の背景には、「経営が破綻した企業の中には、直前の決算において公認会計士の適正意見が付されていたにも関わらず、破綻後には大幅な債務超過となっているとされているものや、破綻に至るまで経営者が不正を行っていたとされるものもあり、こういった事態に対して、監査でこれらが発見することができなかったのか、公認会計士監査は果たして有効に機能していたのか等の厳しい指摘や批判が行われている。」ことが示されている。本基準は改訂における5つの重要なポイント²の1番目に、財務諸表の重要な虚偽の表示の原因となる不正を発見する姿勢の強化が示されており、まさに、不正への対応を強く意識した改訂であると捉えられる。

2002（平成14）年に改訂された「監査基準」は、証券取引法上のディスクロージャーをめぐる不適正な事例が相次いだことを受け、わずか3年後の2005（平成17）年に再度改訂が行われた。2005（平成17）年の主な改訂点は、事業上のリスク等を重視したリスク・アプローチの導入、「重要な虚偽表示のリスク」の評価、「財務諸表全体」及び「財務諸表項目」の二つのレベルでの評価、「特別な検討を必要とするリスク」への対応、経営者が提示する財務諸表項目と監査項目であり、リスク・アプローチに関係する改訂である。従来のリスク・アプローチに関しては、経営者不正やその背景となる企業が置かれた状況に広く着目しなければならない点が指摘されており、「財務諸表の重要な虚偽の表示は、経営者レベルでの不正や、事業経営の状況を糊塗することを目的とした会計方針の適用等に関する経営者の関与等から生ずる可能性が相対的に高くなってきていると考えられる。また、経営者による関与は、内部的な要因と外部的な要因、あるいは内部的な要因と外部的な要因が複合的に絡みあってもたらされる場合が多い。」³として、経営者不正とその要因への注意を喚起している。

一方米国においても、2001年のエンロン社の破綻事件等、会計および監査環境を取り巻く大きな環境の変化は監査基準にも大きな影響を与え、2002年にSAS第99号⁴が公表された。本基準は第82号と同一の表題が付されているが、中身には大幅な修正が加えられたものである。本基準は一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠

して行う財務諸表監査において、不正に関連する責任を果たすための基準を設定し、監査人に対する指針を提供するものである。監査人が不正に関連する責任を果たすための基準を設定し、監査人に対する指針を提供するものとして、不正に関わる監査手続が明文化されたことに特徴がある。

本基準では不正を、監査の対象となっている財務諸表の重要な虚偽の表示をもたらす意図的な行為であると定め、不正な財務報告から生じる虚偽の表示と資産の不正流用から生じる虚偽の表示が監査人の不正の検討に関連するとしている。こうした不正に対する監査人の責任は、監査人は、原因が誤謬であろうと不正であろうと、財務諸表に重大な虚偽記載がないことに関して合理的保証を得るための監査を計画し、実行する責任を負うと述べている。その上で、経営者から提供された情報について、不正が存在するのではないかという可能性を認識しながら監査を実行すべきであるとし、入手した情報や証拠が不正による重大な虚偽記載の発生を示しているかどうかについて、疑問を持つことを要求しており、特に、収益の認識については重要な虚偽の表示のリスクがあると仮定すべきであるとして、不正の存在を前提として監査を行うことを要求している。

SAS99の公表を受けて、ISA第240号⁵も2004年に改正されている。改正ではSAS99の内容が反映させるとともに、ISAにおいて採用された新しい監査リスクモデルとの整合性を図ることが目的とされた⁶。ISA240では財務諸表上の虚偽の表示は不正又は誤謬から生じるとし、不正と誤謬を区別する要因は、財務諸表の虚偽の表示を引き起こす原因となった行為が、意図的か意図的でないかであると定めている。監査人は、財務諸表の重要な虚偽の表示を引き起こす不正に関心があり、不正な財務報告による虚偽の表示と資産の不正流用による虚偽の表示という2種類の意図的な虚偽の表示が、監査人に関連するとしている。その上で、不正は経営者、統治責任者、従業員又は第三者の中の1人又は複数の個人が故意に行う行為で、不当又は違法な利益を得るための欺瞞を伴うものをいうと定義している。以上のように、財務諸表上の虚偽の表示、および不正について、SAS99と同様の考え方が示されている。

ISA240において、不正の防止および発見に対する本来の責任は、企業統治を担う人たちと経営者の両方にあるとし、監査人の責任は、不正によるか誤謬によるかを問わず、全体としての財務諸表に重要な虚偽の表示がないという合理的な保証を得ることにあるとしていると説明している。その上で、監査人の目的は、不正による財務諸表の重要な虚偽の表示リスクを識別し、評価すること。適切な対応を計画し、実施することにより、評価された不正による重要な虚偽の表示リスクについて十分かつ適切な監査証拠を得ること。識別されたまたは疑義のある不正に適切に対応することとし、不正に対する指針を提供している。

不正の発見・防止に関する第一義的な責任は、経営者等のガバナンスに責任を負う

ものであり、監査人が不正を発見・防止することに関しては限界が存在するとされているスタンスは、SAS99など、これまでの監査の基準と同じである。しかし、職業専門家としての懐疑心の強調や、監査チーム内の議論、経理担当者以外の従業員に対する質問、分析的手続に関する規定などが大幅に強化されていることが、大きな特徴として捉えることができる⁷。

3. わが国の実務指針における不正への対応

わが国においては、1991（平成3）年の「監査基準」の改訂において、監査基準の純化が図られたことにより、日本公認会計士協会が実務に関する具体的な指針を策定する方向性が示された⁸。これを受けて、日本公認会計士協会において監査基準委員会が設置され、実務に関する指針を監査委員会報告書として公表することとなった。1997（平成9）年には、監査基準委員会報告書第10号（中間報告）「不正及び誤謬」が公表され、この中で、わが国において初めて不正という用語が監査人にとって規範性を持つものとして定義が示されたのである。本報告書では不正を、「財務諸表の虚偽記載の原因となる、経営者、従業員又は第三者による意図的な行為」と定義し、誤謬を「財務諸表の虚偽記載の原因となる意図的でない誤りである」と定義した。意図的であるか否かという点で、不正か誤謬かを識別しているのである。

その後3度の改訂を経て、2006（平成18）年に公表されたのが監査基準委員会報告書第35号「財務諸表の監査における不正への対応」である⁹。リスク・アプローチに関する改訂が行われた「監査基準」や、監査リスクモデルに関する実務指針への対応、国際監査基準を参考として、監査人が財務諸表の監査において対象とする重要な虚偽の表示の原因となる不正について監査人の対応を図ることが改訂の目的とされている。本報告書では、不正や誤謬の定義を意図的であるか否かに分類しており、定義内容の大きな変更はないが、分量が大幅に増えており、不正に対する対応が強化されている。

例えば、第10号では、不正または誤謬に起因する財務諸表に重要な虚偽の表示の可能性を高める事項や、虚偽の表示があると監査人に推測させるような状況があった場合に、職業的懐疑心を高めることが必要であるとしていたのに対して、第35号では、経営者等の信頼性や誠実性に関係なく、不正による重要な虚偽の表示が行われる可能性を認識し、監査の全過程を通じて職業的懐疑心を保持することを求めている。また、経営者等とのディスカッションについて、第10号では有益であるとし、任意の手続としていたのに対して、第35号では経営者等に質問することを求めている。

さらに、2008（平成20）年には、第35号は、国際監査・保証基準審議会（The International Auditing and Assurance Standards Board：IAASB）のクラリティ・

プロジェクトを踏まえ、第35号の改訂版である監査基準委員会報告書第40号「財務諸表監査における不正（中間報告）」（未発効の新起草方針に基づく改正版）が公表された。ここでは報告書の構成内容の変更が主な変更点であり、内容の大きな変更は見られない。しかし、誤謬の定義が削除されており、ISAと同様、不正を重点的に取り扱う姿勢がうかがえる。さらに、日本公認会計士協会は2011（平成23）年10月に、ISAとの整合性の観点から第40号を監査基準委員会報告書240号へと変更する旨を示し、240号が2012（平成24）年4月1日以後開始する事業年度に係る監査および同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用される予定となっている。本報告書は内容もISA240とほぼ同一のものであることから、以下では、本公開草案を基にわが国の実務指針における不正への対応について検討していくこととする。

本基準は、「Ⅰ 本報告書の範囲及び目的」、「Ⅱ 要求事項」、「Ⅲ 適用指針」、「Ⅳ 適用」から構成されており、財務諸表の監査における不正に関する実務上の指針を提供するものである。財務諸表の虚偽の表示は、不正又は誤謬から生ずるものであり、不正と誤謬は、財務諸表の虚偽情事の原因となる行為が、意図的であるか否かにより区別するとしている。不正は様々な意味をもつ広範囲な概念であるが、監査人が財務諸表監査において対象とする重要な虚偽表示の原因となる不正について取り扱うとし、不正には、不正な財務報告（いわゆる粉飾）と資産の流用があり監査人は、不正の発生が疑われる場合や、まれに不正の発生を識別した場合においても、不正の発生に関する法的判断は行わないと述べている。その上で、不正は不当又は違法な利益を得るために他者を欺く行為を伴う、経営者、取締役等、監査役等、従業員又は第三者による意図的な行為をいうと定めている。こうした理解は、従来の基準における考え方と同一の理解である。

このように不正を位置付けた上で、不正な財務報告であるか資産の流用であるかを問わず、不正は、不正を実行する「動機・プレッシャー」、「機会」および不正行為に対する「姿勢・正当化」を伴って生じると説明している。不正な財務報告は、財務諸表の基礎となる会計記録や証憑書類の改ざん、偽造又は変造や取引、会計事象又は重要な情報の財務諸表における虚偽の記載や意図的な除外、および金額、分類、表示又は開示に関する意図的な会計基準の不適切な適用などから生じるとしている。

不正は動機・プレッシャー、機会、および正当化を伴って生じるとする、いわゆるCresseyの「不正のトライアングル」の理論は、わが国の実務指針、SAS、ISAに共通して採用されている考え方である。これらの基準にいては、監査人は実施したその他のリスク評価手続きとこれに関連する活動により入手した情報が、不正リスク要因、すなわち、不正を実行する動機やプレッシャーの存在を示す、又は不正を実行する機会を与える事象や状況の存在を示しているかどうかを評価しなければならないと定めている。不正リスク要因の存在は、必ずしも不正が行われていることを示すわけでは

ないが、不正が発生した状況においては、不正リスク要因が存在していることが多く、したがって不正による重要な虚偽表示リスクを示すことがあると考えられている。特に、収益認識には不正リスクがあるという推定に基づき、どのような種類の収益、取引形態又はアサーションに関連して不正リスクが発生するかを判断しなければならないとし、不正リスク要因を検討することを求めている。

こうした理解に基づき、実務指針においては監査に関連する二種類の不正、すなわち、不正な財務報告による虚偽表示に関する要因と資産の流用による虚偽表示に関する要因を示しており、動機・プレッシャー、機会、姿勢・正当化を例示している。しかし、これらの不正リスク要因は広範囲に及んでいるものの、例示に過ぎないため、別の不正リスク要因が存在する可能性も示唆しており、不正リスク要因に重要度による序列をつけることは容易ではないとしている。したがって、実務指針では不正リスク要因を検討することを求めているが、例示されている不正リスク要因は不正を検討するにあたって十分なものであり、利用可能なものであるかの検証が必要であろう。

ところで、監査基準委員会報告書200「財務諸表における総括的な目的」では監査の固有の限界に影響を及ぼす事項の一つとして、不正、特に上級経営者が関与する不正又は共謀を伴う不正を例示しており、この限界の影響を軽減するために報告書240では具体的な監査手続が記載されている。例えば、経営者に対して財務諸表に不正による重要な虚偽表示が行われるリスクに関する経営者の評価について質問することを要求している。しかし、経営者に対する質問は、従業員不正による重要な虚偽表示リスクに関しての有益な情報を入手することができるが、経営者不正による重要な虚偽表示リスクに関しての有益な情報を入手することができる可能性は低いとしており、具体的な質問内容や方法についても述べられていない。

トレッドウェイ委員会支援委員会（Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission：COSO）が公表した報告書によれば、企業の最高経営責任者（CEO）や最高財務責任者（CFO）の両者もしくはいずれかが不正に関与した事例は約9割を占めており、増加している傾向が見られる¹⁰。経済的な損失が多額となる財務諸表不正に関連が深い経営者による不正は、まさに、監査人に対応が期待される不正である。こうしたことから、上で指摘した点については、検証や対応策の開発が求められよう。

4. 不正検査士マニュアルにおける不正への対応

ACFEでは「不正検査士マニュアル」として、不正検査に必要な知識やスキルを体系化している。マニュアルは会計の諸概念や経営者、監査人、不正検査士の責務、および不正スキームに関する詳細な解説がなされた「財務取引と不正スキーム」、刑事・

民事訴訟に関する諸法令を解説した「不正の法的要素」、不正検査を実施する際に利用される基本的な技術をまとめた「不正調査」、人が犯罪を犯す理由と企業における不正対策プログラムなどについて述べた「犯罪学と倫理」から構成されている。こうしたマニュアルを基礎として実施される公認不正検査士の業務は、不正申し立てに関し、初めから最終的処置までの解決を支援すること、証拠を収集すること、調書を作成すること、不正検査の報告書を書くこと、所見について証言すること、不正の発見と防止について支援を行うこととされている。ここでは、公認不正検査士の業務のうち、不正の発見と防止について検討したい。なお、マニュアルでは監査と不正検査の違いについて、以下のように説明しており、監査と多くの点において異なることが示されている。

図1 監査と不正検査の違い（ACFE 2010a：2）

項 目	監 査	不 正 検 査
実施時期	連続的 監査は、定期的かつ連続的に実施される。	非連続的 不正検査は非連続的なものであり、十分な断定的要素がある場合にのみ実施される。
範 囲	全般的 監査の実施範囲は、財務データ全般の検査である。	特定の 不正検査は、特定の疑惑を解消するために実施される。
目 的	評価 一般に、監査は財務諸表又は監査情報に対する評価を目的として実施される。	責任の所在の特定 不正検査の目的は、不正行為が行われていたか、または現在行われているか否かを判断すると同時に、責任の所在を特定することにある。
関 係	非対立的 監査のプロセスは、本質的に非対立的なものである。	対立的 不正検査は、不正行為の責任の所在を突き止めることを目的としているため、本質的に対立的な要素を有するものとなる。
方 法 論	監査技術 監査は、主に財務データの調査によって行われる。	不正検査技術 不正検査は、(1) 書類の調査、(2) 公文書などの外部データの検査、(3) 面接によって実施される。
仮 定	職業的懐疑心 監査人は、職業的懐疑心をもって監査に臨む必要がある。	証拠 不正検査士は、不正疑惑を裏付ける。または疑惑に異議を唱えるに十分な証拠の確立を試みることにより、不正の解明に臨む。

マニュアルでは雇用組織の資産や財産を故意に悪用・不正使用することを通じて、私腹を肥やすために自身の職業を利用することを職業上の不正と濫用と定義している。職業上の不正と濫用の主な種類は、汚職、資産の不正流用、不正な報告書の3つであり、財務諸表不正とは、財務諸表を見る者を欺くために、諸表上で金額や明細を意図的な虚偽表示や脱漏を行うことによって、会社の財務内容を故意に不当表示することであると定めている。財務諸表不正には資産や収益の過大・過少計上、計上時期の操作、架空収益、負債・支出の隠蔽、不適正な情報開示、不適正な資産評価が存在し、それぞれの手口について詳細に解説されている。

こうした財務諸表不正を働く原因には、以下の理由が含まれるとしている。

- ・株式の売買を通して投資を促す。
- ・一株当たり利益の増加、ないしはパートナーシップ利益持分の増加を示し、配当／分配金の増加を認めさせる。
- ・営業キャッシュフローを生み出す能力がない事実を隠ぺいする。
- ・市場が否定的な感じを持たないようにする。
- ・会社買収の際に購買価格をより高額にする。
- ・資金調達の契約を遵守していると実証する。
- ・会社の目標や目的を達成する。
- ・業績に応じたボーナスを得る。

以上のように、財務諸表不正を行う動機には必ずしも個人的な利益が関係しているとは限らないことが大きな特徴としている。財務諸表不正の原因には、会社または経営者に対する状況のプレッシャーと不正を働く機会が関連しており、特にプレッシャーという不正の兆候が存在しているのである。2010年に公表されたACFEによる不正の実態調査報告書¹¹においては、実際に不正が発生した際に見られた不正の兆候が示されているが、ここでも、財務諸表不正を行う不正の兆候には特徴が見られる。すなわち、職業上の不正と濫用である汚職、資産の不正流用、不正な報告書に関連する不正の兆候では、分不相応な生活をしているという兆候や、経済的に困窮しているという個人的な利益に関係が深い兆候が汚職や資産の不正流用に多く見られるが、これらの兆候は財務諸表不正の兆候には多く見られない。一方、財務諸表不正では統制の問題や組織から過度なプレッシャーを受けているという兆候が多く見られるのである。このような財務諸表不正に関する兆候の特徴からは、例えば、非常に誠実で金銭感覚にも優れ、謙虚かつ真面目で不正とは無縁のように思える経営者においても、個人的な利益と関係していない部分からの影響により、不正を犯す可能性があると考えることが必要であることが指摘できよう。

不正の兆候として、動機・プレッシャー、機会、正当化という不正のトライアングルを利用する考え方は、マニュアルにおいても取り入れられている。実務指針におい

ては、これらの不正リスク要因の重要度に順位付けをすることは困難であるとしていたが、マニュアルでは、会計事務所の調査結果を用いて警戒すべき不正の兆候を示しており、経営者が監査人に嘘をつく、または監査上の質問にあいまいに答えていることを最も警戒すべき不正の兆候であるとしている。先に見たように、ACFEによる不正の実態調査報告書においても不正の兆候の分析を行っており、実務指針において困難としている不正リスクの要因の重要度を明らかにしている。

マニュアルでは、経営者に対する質問方法についても詳細な方法が示されている。実務指針において述べられていることと同様に、質問によって経営者不正による重要な虚偽表示リスクに関しての有益な情報を入手することができる可能性は低いとしながらも、特定の情報を引き出すための方法、極端な表現をするならば、罠にかけるインタビューの方法を示している。不正は自然に発生するものではなく、人間が意図的に行うものであるため、適切な質問方法を実施することによって、不正に関連する有益な情報を入手できる可能性は高まるであろう。

5. 不正摘発型監査導入に向けた課題

本稿では、財務諸表監査およびACFEの不正検査士マニュアルにおける不正に対する対応を検討してきた。冒頭に述べたように、監査は不正を発見することを目的としていないため、不正を発見するために用いられている不正検査の手続や考え方は、監査になじまない部分もあると考えられるが、検討に値する部分も数多くあるように思われる。監査基準等において不正に対する対応策が強化され続けていることから、今後も不正に対する対応策は検討され続けると解されるが、検討に当たっては、こうした不正検査の手続や考え方を参考にするとともに、不正リスク要因に関する検証が求められるのではないだろうか。

監査の実務指針においても、ACFEのマニュアルにおいても、不正リスク要因を考えるにあたって不正のトライアングルの枠組みを利用しているが、近年では、不正に関する新たな分析の枠組みが提唱されてきている。例えば、WolfeおよびHermansonは、動機・プレッシャー、機会、正当化からなる不正のトライアングルに、さらに個人の能力を加えた4つの要因からなる不正のダイヤモンドを提案した。このモデルでは、不正のトライアングルの3つの要因が揃った後に、不正が実際に実施されるかについては個人的な特性と能力が影響すると説明している。ここで示している能力とは、地位や職能、内部統制の弱点を見抜いたり地位を利用できると考える頭脳、不正は暴かれないという自身や自惚れ、不正を犯したり隠したりするために他人を抑圧または支配することができる、効果的で一貫した嘘をつく、ストレスへの耐性があるという要素からなるとしている。

もっとも、Cresseyは不正のトライアングルの要素の一つである機会について、不正を実行できる機会の認識と実際に不正を実行する能力を身につけていることを指摘しており、Wolfeらが4つ目の要素として示した不正を実行する能力という要素は、従来のモデルでは考慮されてこなかった全く新しい考え方とは言えないと思われる。しかし、不正の実行に際しては能力が重要であるとして独立項目として位置づけ、新たなモデルが提唱されたことには注目すべきであろう。監査基準においては、例示している以外の不正リスク要因の存在の可能性を示唆しているが、いずれの基準においても不正のトライアングルを基礎としており、不正のトライアングルの考え方を受け入れている。しかし、不正のトライアングルを万能のものと捉え、この枠組みによってのみ不正を検討することには危険が伴うと考えられる。不正のトライアングルを利用して示されている不正リスク要因の有効性の検証や、新たな分析の枠組みの有効性を検証することが求められよう¹²。

不正を発見することを目的としないとする立場からは、不正を発見するための新たな方法の追求や不正の発見は期待できないであろう。今後も、不正を発見するための手続や対応は社会から要求されることが予想されることから、不正を発見するという意識、または姿勢から、不正を有効かつ効率的に発見可能な方法を検討する必要があるのではないだろうか。そのためには、不正に関する現行のモデルの検証や、不正を発見するために有効かつ利用可能な新たなモデルの開発も必要であり、重要になると思われる。これらの点については、今後の課題としたい。

【参考文献】

- Association of Certified Fraud Examiners (ACFE). 2010a. 『不正検査士マニュアル 2005-2006日本版改訂版』 ACFE.
- . 2010b. *2010 Report to the Nations on Occupational Fraud and Abuse*, ACFE.
- Beasley, Mark S., Joseph V. Carcello and Dana R. Hermanson. 1999. *Fraudulent Financial Reporting:1987-1997—An Analysis of U.S. Public Companies*. Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission (COSO).
- , —, — and Neal, Terry L. 2010. *Fraudulent Financial Reporting:1998-2007—An Analysis of U.S. Public Companies*. COSO.
- Cressey, Donald R. *Other people's Money-A Study in the Social Psychology of Embezzlement*, 1953. The Free Press.
- Dorminey, Jack W, Fleming, Arron Scott, Kranacher, Mary-Jo and Riley, Richard A, Jr. 2010. Beyond the Fraud Triangle. *The CPA Journal*. 80 (7) : 17-23.
- Public Oversight Board. 2000. The Panel on Audit Effectiveness. *Report and Recommendations*. POB (山浦久司監訳. 2001. 『公認会計士監査—米国POB<現状分析と公益性向上のための勧告>』白桃書房).
- Wells, Joseph T. 2007. *Corporate Fraud Handbook-Prevention and Detection second edition*. Wiley (八田進二・藤沼亜起監訳, ACFE JAPAN訳. 2009. 『企業不正対策ハンドブック—防

止と発見』第一法規.) .

- . 2011. *Corporate Fraud Handbook-Prevention and Detection third edition*. Wiley.
- Wolfe, David T and Hermanson, Dana R. 2004. The Fraud Diamond Considering the Four Elements of Fraud. *The CPA Journal*. 74 (12) : 38-42.
- 瀧博. 1991. 「米国不正検査士制度と財務諸表監査」『人文社会学論叢』(2) : 23-39.
- 内藤文雄. 2008. 「財務諸表監査における不正摘発のキーポイントー概念, 手続, 事例分析」『甲南会計研究』(2) : 29-45.
- 日本監査研究学会課題別研究部会 (部会長, 橋本尚青山学院大学教授). 2005. 『課題別研究部会 不正・違法行為と監査ー最終報告ー』日本監査研究学会.
- 宮本京子. 2009. 「不正リスクの評価にかかる監査人の判断形成」『現代監査』(19) : 57-64.

【注】

- 1 Public Oversight Board. 2000. The Panel on Audit Effectiveness. Report and Recommendations. POB (山浦久司監訳. 2001. 『公認会計士監査ー米国POB<現状分析と公益性向上のための勧告>』白桃書房).
- 2 なお, 5つの重要なポイントとは, 財務諸表の重要な虚偽の表示の原因となる不正を発見する姿勢の強化, ゴーイング・コンサーン(継続企業の前提)問題への対処, リスク・アプローチの徹底, 新たな会計基準への対応及び監査報告書の充実を図ることである。
- 3 「監査基準の改訂について 二 主な改訂点とその考え方 1」より。一部省略している。
- 4 American Institute of Certified Public Accountants (AICPA). 2002. Statement on Auditing Standards No.99, *Consideration of Fraud in a Financial Statement Audit*. AICPA.
- 5 International Auditing and Assurance Standards Boards (IAASB). 2004. *The Auditor's Responsibility to Consider Fraud in an Audit of Financial Statements*. IAASB.
- 6 日本監査研究学会課題別研究部会 (部会長, 橋本尚青山学院大学教授). 2005. 『課題別研究部会 不正・違法行為と監査ー最終報告ー』日本監査研究学会. 9-14頁を参考にしている。
- 7 ISA240はクラリティプロジェクトにより再起草されており, 現在のISA240は2009年に公表されたものである。ISA240は現在のクラリティ版ISAの特徴は, 目的を記載することで個々のISAの目的を明確にしたこと, および要求事項とそれ以外の事項を区分し, 要求事項と適用指針およびその他の説明資料とに分けて記載しているところである。再起草により, 基準の構成に変更はあったものの, 基準の内容に関して大きな変更点はない。
- 8 企業会計審議会 1991年12月26日「監査基準, 監査実施準則及び監査報告準則の改訂について」
四 日本公認会計士協会が, 自主規制機関として公正な監査慣行を踏まえ, 会員に対し遵守すべき具体的な指針を示す役割を担うことが一層期待されるので, その組織の整備, 拡充等適切な諸施策を講じていく必要がある。
- 9 本報告書が発効されたことによって, 監査基準委員会報告書第10号「不正及び誤謬」は廃止された。
- 10 1999年の報告書 (Beasley 1999) では, 経営者層の関与は83%であるとされていたが, 2010年の報告書 (Beasley 2010) では, 89%となっている。
- 11 Association of Certified Fraud Examiners. 2010. *2010 Report to the Nations on Occupational Fraud and Abuse*, ACFE.
- 12 わが国における不正リスク要因の検証に関する研究としては, 内藤 (2008) や宮本 (2009) 等がある。内藤 (2008) では, 監査基準委員会報告書第35号やSAS第99号, ISA第240号が規

定する不正摘発のための手続を22個のポイントに整理し、実際に粉飾が行われていた事例において不正を示す兆候が存在していたかどうかについて検証している。宮本（2009）では、不正リスクの評価を細分化して捉えることを試み、監査人の実務判断の過程について質問票調査を行っている。分析結果からは、不正リスクの要因は実務において細分化されて評価されていることや、それぞれの要件に対する評価は機会から姿勢・正当化へ、姿勢・正当化から動機・プレッシャーへと影響すること等が明らかになったとしている。